

7 豊福政第 38 号
令和 7 年 4 月 18 日

市内就労継続支援(A型、B型)事業所
管理者 様

豊橋市長 長坂 尚登
(公印省略)

令和 7 年度指定就労継続支援(A型、B型)における就労支援事業別活動明細書等の提出について(通知)

標記につきまして、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成 19 年 4 月 2 日 障発第 0402001 号)」、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」等に基づき、下記のとおり該当書類を提出して頂きますようお願いいたします。

※「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」、「就労支援事業会計の運用ガイドライン」については、下記の福祉政策課ホームページ内(運営指導(障害)→福祉政策課からのお知らせ)を参照して下さい。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/6255.htm>

記

1. 実施目的 対象事業所において指定基準・解釈通知及び適正な会計処理により賃金・工賃が算出されたこと、基本報酬の算定区分に誤りがないこと等を確認することを目的とします。
2. 対象事業所 令和 6 年度中に事業を実施した指定就労継続支援 A 型・B 型事業所を対象事業所とします。
3. 提出書類
 - ① 就労支援事業別事業活動明細書
 - ② 就労支援事業製造原価明細書及び就労支援事業販管費明細書、又は就労支援事業明細書
生産活動に係る年間売上高が 5,000 万円以下であって、多種少額の生産活動を行う等の理由により、製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合には、就労支援事業明細書の作成のみで可。また製造業務、販売業務のいずれかのみ行う場合は、原価明細書又は販管費明細書のいずれかのみで可。
 - ③ その他の積立金明細表、その他の積立資産明細表
積立金、積立資産を計上している法人。

④ 就労継続支援 A 型・B 型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書、

就労継続支援 A 型事業所におけるスコア表（全体）（実績 I ～IV、VI）、〔実施の事例がある場合は、以下の報告書〕 地域連携活動実施状況報告書、利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書

令和 7 年度当初に障害福祉課に提出した届出書、又は、基本報酬の算定区分の変更がないため障害福祉課には提出しないものの作成・保管している届出書。

A 型のスコア表（全体）（実績 I ～IV、VI）、地域連携活動実施状況報告書、利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書については、障害福祉サービス等情報検索ウェブサイト（WAMNET）等において 4 月中に公表済みのもの。

⑤ 経営改善計画書

就労継続支援 A 型事業所で、基準省令第 192 条第 2 項を満たさない場合に作成し、提出が必要です。

福祉政策課にて計画書を精査した後、日程調整のうえ、計画書の内容について福祉政策課窓口にて直接説明を行っていただきますので、ご承知おきください。

- | | |
|-------------|---|
| 4. 提出期限 | 令和 7 年 6 月 30 日（月） |
| 5. 提出方法・提出先 | 提出書類を郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法で提出してください。
〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地 豊橋市役所 福祉政策課 指導監査グループ
FAX 0532-56-2813
E-mail:fukushiseisaku@city.toyohashi.lg.jp |
| 6. 提出後の指導等 | 提出書類について不明な点等が生じた場合、福祉政策課から問い合わせ等を行います。その際、追加資料の提出を求めることがあります。
なお、提出資料や基本報酬の算定区分について誤りが判明した場合、資料や算定区分届出書の修正、自主点検（過誤調整等）を求めることがあります。 |
| 7. その他 | 就労支援事業別事業活動明細書等の提出がされない場合や会計書類が適切に作成されず就労支援事業の状況が把握できない場合は、運営指導等を随時実施し、運営状況等を確認します。 |

【担当】福祉部福祉政策課指導監査グループ
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 0532-51-2341, 2371, 2372